

令和元年度厚生労働科学研究費補助金  
(成育疾患克服等次世代育成基盤研究(健やか次世代育成総合研究)事業)  
わが国の至適なチャイルド・デス・レビュー制度を確立するための研究  
分担研究報告書

分担研究 有効な CDR 制度と中央支援体制の探索  
「警察医との連携体制と検証要項の確立」

分担研究者	小林 博	小林医院, 岐阜県医師会長, 日本医師会警察活動等への協力業務検討委員会委員長
	沼口 敦	名古屋大学医学部附属病院 救急・内科系集中治療部
研究協力者	細川 秀一	細川外科クリニック, 愛知県医師会理事
	梅本 正和	うめもとこどもクリニック, 三重県医師会

#### 研究要旨

【背景】警察業務に協力する医師は, 死体検案等の業務につき委託される立場にある。先行調査によると, 愛知県内の子どもの死亡のうち 6.3%は, 小児科を標榜し小児病床を有する病院以外の医師によって死亡診断(死体検案)された。

【方法】警察業務に協力する医師として登録された開業医等に対して, 死亡診断(死体検案)の実態等についての調査を目的とした調査票を作成する。

【結果】本稿末に示した調査票(案)を作成した。

【結論】全死亡症例を対象とする CDR の推進のため, 適切な時期に, アンケート調査を行うことが望ましい。

#### A. 研究目的

厚生労働省は, 平成 30 年の成育基本法および令和元年の死因究明等推進基本法の制定を受け, 子どもの死亡例について全例を登録し検証する制度(子どもの死亡登録検証(Child Death Review)制度, 仮称)を必要としている。現在は厚生労働科学研究費補助金事業として制度のあり方を模索するとともに, 令和 2 年度から限定地域でのモデル事業が検討される。

これまでの愛知県の調査によると, 愛知県で 2014-2016 年の 3 年間に死亡した 15 歳未満の者の

うち, 小児科を標榜し小児科病床を有する病院で死亡診断(死体検案)されたものが 598 例であるのに対して, その他の警察医によって死亡診断(死体検案)されたものが 44 例であった。これは, 全体の 6.3%に相当する。なお, うち 24 例は警察を介して法医解剖に至り, 残り 20 例は剖検されなかった。他都道府県の現状については今後調査すべき課題であるが, 地域差はあるものの警察医が子どもの死に関与する役割は大きいことが推察される。また愛知県以外では類似の疫学調査がなされたことがなく, 基礎資料がない。

この状況下で冒頭のとおり子どもの死亡の全例を登録するためには、警察医との協働が望ましい。全国調査に先立って、限定地域（岐阜県および近隣県を想定）で先行的に同調査を実施する計画を立案したい。このための調査票を策定することを本研究の目的とする。

## B. 研究方法

警察業務に協力する医師に対して、以下の目的で質問紙調査を実施することを想定した。

- (1) 実際に警察医に協力する立場にある医師が、検案業務に従事する頻度を調査する。
- (2) そのうち、小児死亡事案に関する検案業務に従事する頻度を調査する。
- (3) 小児事案が存在する場合に、年齢群による実施頻度の差異があるかを調査する。
- (4) 上記の業務について、病医院の設置など地理的状況による差異があるかを調査する。
- (5) 検案の経過および結果の記録状況を調べ、CDR に具体的な協力が可能であるかを調査する。
- (6) 検案事例に関して、剖検の必要性をどの程度感じたかを調査する。
- (7) その他、CDR についての疑問点を聴取する。
- (8) 調査を実施することにより、CDR が開始されること、また将来的に当該業務への協力依頼が及びうることの周知広報の一環とする。

これらの目的を達するための調査票（案）を作成した。実際に検案業務にあたる医師複数名等により、内容と実現可能性を確認され、修正を行なった。

なお、当該質問には個人情報等を一切含まず、また質問紙を返送しないことで調査への参加を拒否する権利が保証される実施形態を想定するため、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針

（厚生労働省/文部科学省、平成 29 年 2 月 28 日一部改正）」に定めるインフォームド・コンセントは要しないと判断した。

## C. 研究結果

警察業務に協力する医師に対して実施するアンケート調査のために、添付の調査票を制作した。

## D. 考察

現実には、県医師会および医師会員において 2020 年初頭から流行した新型コロナウイルス感染症への対応業務が過多となり、本報告の調査紙調査は研究期間中には実施不可能となった。流行の収束を待って、本調査を実施することを計画している。

また小児科病床を有する病院以外の医師により死亡診断される場合のなかには、警察業務に協力する医師（いわゆる検案医）以外であっても、在宅医療を行う医師が管理中の患者の死亡に立ち会うなどの状況も想定されることが指摘される。今後、在宅医療が推進されるのに伴い、小児であってもこのような立場での死亡診断（死体検案）をうける頻度が上昇すると見込まれる。

全死亡症例を対象とする CDR 制度を推進するにあたって、この事情を鑑みて調査委託先等を適切に設定する必要がある。

## E. 結論

添付の調査票（案）による医師会員への調査が望ましい。

## 参考文献

愛知県における小児死亡の動向（総括報告書，平成 26 年～平成 28 年）

**F. 健康危険情報**

(特になし)

**G. 研究発表**

(特になし)

**H. 知的財産権の出願・登録状況**

(特になし)